

つくば市記者会 御中

発信日：令和6年（2024年）11月22日（金）

発信元：つくば市 経済部 筑波ふれあいの里

☐取材依頼 ☐周知依頼 ☐募集告知 ☒その他

筑波ふれあいの里 大浴場利用に関する 保健所の改善指導について



筑波ふれあいの里農林漁業体験実習館つくばの大浴場の利用について、茨城県つくば保健所（以下、保健所）から環境衛生改善指導（以下、改善指導）を受けました。

【改善指導日】 令和6年11月15日（金）

【対象施設】 筑波ふれあいの里（臼井2090-20）

【概要】

当施設は、旅館業法に基づく旅館営業施設として営業許可を取得しているため、当施設の大浴場は、宿泊者のみが利用可能となっている。そのため、宿泊者以外が大浴場を利用する場合は、本来公衆浴場法に基づく営業許可の取得が必要であったが、認識不足により許可を受けていない状況で宿泊者以外にも当施設の大浴場を利用させていた。

11月7日、旅館業法に基づく保健所の立ち入り検査が実施され、同月15日に保健所から改善指導を受けた。現在は宿泊者以外の大浴場利用を中止している。

【今後の対応】

公衆浴場法における営業許可の取得に向けて、保健所と調整を進めていきます。